

○防衛省告示第百八号

個人情報保護の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号。以下「法」という。）第百二十四条及び個人情報の保護に関する法律施行令（平成十五年政令第五百七号）第三十条第一項の規定に基づき、防衛省本省における保有個人情報の開示、訂正及び利用停止に係る権限又は事務の一部について委任を行うこととしたので、同条第三項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和四年三月三十一日

防衛大臣 岸 信夫

一 委任する権限又は事務及び委任を受ける職員の官職

（一） 防衛大臣の所掌に係る法第五章第四節に定める権限又は事務（次号に掲げるものを除く。）のうち、開示請求、訂正請求及び利用停止請求の受付事務、開示の実施事務並びに手数料の徴収事務については、地方防衛局長及び地方防衛支局長に委任する。

（二） 防衛大臣の所掌に係る法第五章第四節に定める権限又は事務のうち、地方防衛局長の所掌に係るもの（地方防衛支局長の所掌に係るものを除く。）については地方防衛局長に、地方防衛支局長の所掌に係るものについては地方防衛支局長にそれぞれ委任する。

二 前項第一号の規定にかかわらず、防衛大臣は、同号に規定する開示請求、訂正請求及び利用停止請求の受付事務、開示の実施事務並びに手数料の徴収事務を行うことができる。

三 委任の効力の発生する日

令和四年四月一日

附 則

平成十九年防衛省告示第百六十二号は、廃止する。